

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの概要

防犯対策の一環として、県内では、行政や民間団体等により、駅周辺や商店街を中心に、防犯カメラの設置が推進されている。しかしながら、これまで、防犯カメラの設置及び運用については、県民等に向けた統一的な基準等がなく、プライバシーへの配慮等についても、カメラ設置者の自主性に委ねているのが現状である。そこで、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定し、県民等の防犯カメラの適切かつ効果的な活用を推進することとした。

1 ガイドライン策定の基本的考え方

(1) 性 格

「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づく、「犯罪の防止に配慮した環境整備の推進」のためのガイドライン

(2) 目 的

防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるようにする。

2 ガイドラインの構成

第1 はじめに

- 1 ガイドライン策定の目的
- 2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の三つの要件すべてを満たすカメラ設備

- 不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ
 - ・「道路」「公園・広場」「駐車場」「駐輪場」
 - ・「商店街」「繁華街」
 - ・「鉄道駅」「バスターミナル」
 - ・「金融機関」「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
 - ・「劇場・映画館」「スポーツ・レジャー施設」「ホテル・旅館」 など
- 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ
(犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む)
- 録画装置（ビデオ、DVDレコーダー等）を備えるカメラ

- 3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

- 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止
- 2 設置場所、撮影範囲、照明設備
- 3 防犯カメラを設置していることの表示
- 4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定
- 5 撮影された画像の適正な管理
- 6 撮影された画像の提供の制限
- 7 防犯カメラの機能、保守点検・見直し等
- 8 苦情等への対応
- 9 防犯カメラ管理・運用規程の策定
- 10 業務の委託